

雇用均等・児童家庭局関係

今後の雇用均等分科会について

雇用均等・児童家庭局

(想定される議題)

- 現在国会で審議されている「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案」(第 189 回国会 閣法第 8 号)が成立した場合、同法に基づく省令及び指針の策定に向けた検討
- 2014 年度の年度目標の評価及び 2015 年度の目標設定
- 平成 21 年の「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律」(平成 21 年法律第 65 号)の附則第 7 条の規定(注 1)を踏まえ、育児・介護休業法の見直しについて検討
 - (注 1)「政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況において検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」
 - (注 2)仕事と家庭の両立支援のための今後の施策のあり方等について検討した「今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会」報告書についても報告
- 6 月に決定した「女性活躍加速のための重点方針 2015」において、「いわゆる『マタニティハラスメント』の防止に向け、次期通常国会における法的対応も含め、事業主の取組強化策を検討する」とされていることを踏まえ、男女雇用機会均等法等の見直しを検討